



■ 外来受診における選定療養費について

下記に該当する患者さんには、選定療養費を請求させていただきます。

「初診」他の医療機関からの紹介状なしで受診する場合 **7,700円（税込）**

「再診」担当医から他の医療機関への紹介を提案された後も、当院受診を希望する場合 **3,300円（税込）**

ただし、救急車搬送、労災、公費負担医療を受けられている患者さん等、一部対象外となる場合があります。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算・電子的歯科診療情報連携体制整備加算について

当院ではマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の促進等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう、以下の体制整備を行っています。

- ・オンライン請求体制：診療報酬明細書のオンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認体制：マイナ保険証を通じてオンライン資格確認を行っております。
- ・診療情報取得活用体制：オンライン資格確認により提供された診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報）を医師が診察室等で閲覧・活用できる体制を整え、質の高い医療の提供に努めています。
- ・電子処方箋の発行：電子処方箋を発行する体制を整備しています。

■ 外来腫瘍化学療法診療料1について

・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。

・患者急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されています。

・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を設置しています。

■ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に取り組んでおり、地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っております。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用して合おります。また、医薬品の供給が不足した場合は、投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には、患者さんに十分説明を行います。

■ 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、**明細書の発行を希望されない方は**、事前に下記担当にお申し出ください。

○外来患者さん・・・各科外来窓口 ○入院患者さん・・・各病棟事務

■ 保険外併用療養請求について（180日を超えて入院される患者さんへ）

180日を超えてご入院される患者さんにおいて、入院医療費の一部が自己負担となる場合があります。対象となる患者さんには保険外併用療養費として下記のとおり請求させていただきます。

○対象の方：同一疾病による当院・他院の通算入院期間が180日を超え、厚生労働省の判断基準に照らし合わせて入院医療の必要性が低いと判断された方が、入院を希望した場合。

○対象外の方：厚生労働省の判断基準の状態に該当しており継続して積極的な入院治療が必要な場合。

○自己負担金額：令和8年6月1日以降、1日につき**2,706円（税込）**